

教育委員会の権限事務の補助執行について

地方自治法第180条の7の規定により、下記の事務を補助執行させたいので、奈良県知事と協議する。

記

1 補助執行させる事務

奈良県立橿原考古学研究所及び奈良県立橿原考古学研究所附属博物館の
管理運営に関すること

2 補助執行させる職員

地域振興部長

3 補助執行開始時期

平成27年4月1日

檀原考古学研究所及び附属博物館の知事部局へ移管に関する関係法令

地方自治法

第180条の7 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第202条の4第2項に規定する地域自治区の事務所、第252条の19第1項に規定する指定都市の区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第23条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

14 文化財の保護に関すること。

第24条の2 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又はすべてを管理し、及び執行することとすることができる。

1 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

2 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。